

家族経営協定書

二者用

(目的)

第1条 この協定書は、甲(夫) 、及び乙(妻) が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲及び乙は協議の上、長期農業経営改善計画（今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善など）、及び年度別経営計画（毎年の具体的な事項）を作成する。

(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく具体的な行動のうち、〇〇〇〇に係るものについては甲が、〇〇〇〇に係るものについては乙が主体となり行うものとする。
(また、簿記記帳については〇が、労働日誌の記帳については〇が行うものとする。)

(収益の配分)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日に甲及び乙の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲 〇〇万円 乙 〇〇万円

また、賞与として、甲及び乙で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- ① 1日の労働時間は、甲は〇時間、乙は〇時間を原則とし、農作業の繁閑により甲及び乙で協議の上延長又は短縮する。
- ② 休日は、甲及び乙とも原則として月〇回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況等をふまえ、甲及び乙で協議の上変更できるものとする。
また、正月、盆等の休日についても、甲及び乙で協議の上定めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 甲及び乙が有する経営権及び経営用資産を将来移譲するにあたっては、甲及び乙の合意に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外で決定すべき事項が生じた場合は、そのつど甲及び乙で協議の上定めるとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

(附則)

- ① この協定書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、3通作成し、甲、乙及び農業委員会が各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 みなかみ町

番地

甲(夫) _____ 

乙(妻) _____ 

立会人 みなかみ町農業委員会長

_____ 

みなかみ町長

_____ 

利根沼田農業事務所普及指導課長

_____ 